

青森労働局発表  
平成25年6月25日

担	青森労働局労働基準部監督課 課長 遠藤 光 監察監督官 鈴木 朋廣
当	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎2階 電話 017-734-4112

## 「建設現場監督指導強化期間」について

県内6労働基準監督署で7月から10月に実施

青森労働局(局長 藤井伸章)では、建設工事業における労働災害防止を図るため、県内6労働基準監督署において、中小規模建設工事は本年8月から10月までの間、また、木造家屋等低層住宅建築工事は本年7月から9月までの間を強化期間として県内の建設工事現場に対する監督を集中的に実施することとした。

平成24年における県内の労働災害(休業4日以上)による死傷者数は1310人となり過去最少となった平成21年の1117人から3年連続して増加しており、うち、建設業が235人と全体の約18%を占めている。

また、平成24年における死亡労働災害については14人とここ数年15人を前後しているが、うち、建設業が7人と全体の50%を占めている。

建設業においては、従来より高所からの墜落・転落等による死亡又は障害が残る可能性が高い重篤な災害が発生しており、建設業における労働災害の防止は、依然として行政の重要課題となっている。

そこで、建設業における一層の労働災害防止を図ることを目的に、今般、建設工事が本格化する時期に監督指導を強化することとし、中小規模建設工事は本年8月から10月までの間、また、木造家屋等低層住宅建築工事は本年7月から9月までの間を強化期間として県内の建設工事現場に対する監督を集中的に実施することとしたものである。